

【売上高減少額方式】算定様式（ワクチン・検査パッケージの適用を受ける店舗用） ※大企業・中小企業・個人事業主が選択可能

※ 相違がないことを確認いただき、口にチェック(✓)を入れてください
 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額です
 売上高にはテイクアウト、デリバリー及び飲食業に合わせて行う物品販売等にかかるものを含みません

売上高を参照する年	
-----------	--

売上高を参照する年の2月の売上高	+	売上高を参照する年の3月の売上高	=	売上高を参照する年の2月及び3月の売上高(A)

令和4年の2月の売上高	+	令和4年の3月の売上高	=	令和4年2月及び3月の売上高

売上高を参照する年の2月及び3月の売上高	-	令和4年2月及び3月の売上高	=	売上高減少額

売上高減少額	÷	<small>売上高参照年が平成31年又は令和3年の場合は59日、令和2年の場合は60日</small>	×	0.4	=	協力金 日額(端数処理前)

協力金 日額	×	協力日数	=	当該店舗の申請額(★)

「20万円」か「(A)÷59 or 60×0.3」が上限
 (千円未満の端数は千円単位に切上)

※この様式はワクチン・検査パッケージの適用を受ける店舗が使用する算定様式です。
 ワクチン・検査パッケージの適用を受けない店舗は【売上高方式】算定様式(ワクチン・検査パッケージの適用を受けない店舗用)を使用してください。
 ※令和3年又は令和2年の売上高が新型コロナウイルス感染症の影響により減っている場合は、平成31年の売上高で算定することが可能です。
 ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける店舗の場合、協力金日額の上限は「20万円」又は「売上高を参照する年の2月及び3月の売上高の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額となります。